

II

日本国憲法で保障される基本的人権

自由に生きる権利(自由権)

人は誰でも、それぞれの個性や能力を生かして自分自身の人生を築いていこうとします。どんな人生を築くかは個人の自由であり、権力に強制されるものではありません。

自由権は、国民生活に権力が干渉しないように保障する権利であり、権力の抑圧から解放される権利です。日本国憲法では、自由権を三つの角度から、次のように保障しています。

①身体の自由

その第一は身体の自由で、人間の自由の基本です。人を奴隸のように扱ったり、強制労働をさせたりしてはなりません(第18条)。また、法律の定める手続きなしに、身体を拘束したり、刑罰を加えたりすることも許されません(第31条)。権力者の一方的な考え方で人々を逮捕・投獄したり、拷問や



残酷な刑罰を加えたりすることももちろん禁止されています(第33～36条)。

②精神の自由

第二は精神の自由で、この精神の自由には思想・良心の自由など人間の心の中の自由と、それを外に向かって表現する自由の、二つの意味が含まれています。精神の自由が保障されなければ、人々の心は侵され、人間らしさも失われてしまいます。日本国憲法では、ものの見方や考え方についての思想・良心の自由(第19条)、信教の自由(第20条)、学問の自由(第23条)を保障しています。また、政治を批判し、政治を正す運動も、言論・集会・結社の自由(第21条)として認められています。

③経済活動の自由

第三は経済活動の自由で、これには財産活用の自由(第29条)、職業選択の自由(第22条)、居住・移転の自由(第22条)などが含まれています。現在では、家柄や身分で職業が限定されたり、公権力により勝手に財産が奪われたりすることはありません。豊かな生活を目指して、自由に創意や努力を重ね、事業を起こすこともできます。

平等の権利

人間は、誰でも、等しく尊重され、平等に扱わなければなりません。差別は、人間の尊厳を否定するものであり、絶対に許されるものではありません。しかし、社会に、支配する者とされる者との関係が生まれたときから、さまざまな差別が始まっています。それは今も続いている。

権力を持つ者には、人々の間に制度の垣根や心の垣根をつくり、差別を助長することによって、その地位を守り強めようとする者もいました。しかし、人々は、お互いの尊厳を認め合い、平等な関係を築こうとする努力によって、権力者に対抗し、市民革命を成功させました。平等の権利は、市民革命以来、自由に生きる権利と共に求められ、ついに法の下で、誰もが平等な扱いを受ける権利が保障されました。これが、「法の下の平等」という原則で、全ての人権の基盤となるものです。

日本国憲法でも、平等の権利を次のように定めています。「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」(第14条)。



人間らしく生きる権利(社会権)

全ての人間が、人間らしい豊かな生活を送ることができるよう、國民が國家に対して保障を要求する権利(社会権)が基本的人権として認められています。

日本国憲法は、生存権(第25条)・教育を受ける権利(第26条)・労働者の諸権利(第27、28条)の三つの社会権を保障しています。

①生存権

全ての人間に、人間らしいといえるような生活を保障するという生存権は、1919年にドイツで制定されたワイマール憲法(5ページ参照)で、資本主義国憲法としては初めて認められました。第二次世界大戦後は、世界人権宣言や、多くの国々の憲法で、生存権を保障するようになりました。

日本国憲法は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」(第25条)と生存権を認め、その保障のために社会福祉や社会保障を進めていくことを國の責務としています。

②教育を受ける権利

人間には、自分の生活を自分で決められるよう、精神的にも成長するために学ぶことが必要であり、学びたいという欲求もあります。それらは、教育を受ける権利として保障されています。

今日では、國民の教育への権利を保障するため、義務教育を無償とし、法律によって、國や地方公共団体に学校の建設や教員の配置などの教育条件を整備していくことを義務付けています。